

質問全文

おはようございます。吹田新選会を代表いたしまして、質問させていただきます。

早速ですが、まず通告の1番、吹田市民の暮らしと健康を支える福祉基本条例について質問いたします。

この条例案は、市民の福祉の増進についての基本理念を定めるものであって、それを実現するために、市民及び事業者の役割並びに市の責務について規定することが条例の柱になるべきであります。役割や責務に紛れて権利についての規定が多数盛り込まれており、まるで権利条例のようになっています。

まず基本理念、第3条第1項第1号では、あらゆる市民が基本的人権を保障されることが記されており、同第4号では、すべての子供がその権利を尊重され、健やかに育つことが記されています。また基本方針、第7条では、あらゆる市民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されること、さらに第25条では、子供の権利を擁護し、子供の最善の利益が尊重されるよう配慮することなどが記載されておりますが、なぜこれらを今回の条例であえて規定するのか、その意図がわかりません。

そもそも、権利の保障には限界があるので、それを調整するために条例で規定するものと私は認識していますが、条例に権利の保障を記載する意義がわかりません。

例えば、最近話題になっているたばこを吸う人とたばこを吸いたくない人。仮にそれぞれに権利があるとして、その両者が一つの部屋にいたとしましょう。ここでは、吸う権利と吸いたくない権利が衝突することになります。どちらかがその権利を貫けば、どちらかの権利が侵害され、双方が貫けば対立し、混乱が起こったりします。つまり、この例でも双方の権利を保障することは困難であります。

社会においては、お互いが歩み寄ってお互いの人権侵害が最小限になるようにするしかありません。もちろん大前提として、人一人一人の人権は保障されているものの、その人権は必ずどこかで他の人権と衝突しますので、結果、一定の制約を受けることになります。つまり、人権保障には限界があり、あらゆる市民が人権を保障されることは無理なのであります。繰り返しになりますが、だからこそ、法律や条例を定めて人権衝突を最小限に抑えるよう調整することが求められるのであって、それが今回定めようとしている吹田市民の暮らしと健康を支える福祉基本条例だと考えます。

そこで質問ですが、権利の保障は憲法で定められているにもかかわらず、あえて改めて今回の条例で権利保障を規定しようとする意義を教えてください。

また、以下、条例案に関して、細かいですが、簡潔にお聞きいたします。

まず、第2条で、この条例における市民とは、本市に居住し、通勤し、または通学する者としていますが、本来の市民の定義を示してください。

次に、地域や団体の役割に触れられていないようにも見受けられますが、どのように解釈すればよいのか、御説明をお願いします。

次に、第14条第3項、市はあらゆる市民に移動の自由が得られるよう、必要な支援に努

めるものとするがありますが、ここでいう移動の自由とは何なのか、この条例で対象とする移動の自由について御説明をお願いします。

続きまして、通告の2、吹田市子育て・教育基本条例についてお伺いいたします。

学校現場における先生の指導に関する権限の範囲など、具体的に急いで取り組むべきことを条例で定めるために、この条例の制定準備を進めているものだと思っていましたが、今回の条例が理念とその役割の考え方にとどまってしまっていることを少し残念に思います。まず、そもそも理念条例とする意義を教えてください。

次に、具体の推進計画や行動計画などをだれがどのようなスケジュールで策定されるのか、また他の計画との関係についてもお聞かせください。

さて、条例案について具体にお聞きしますが、この条例案は、新しい時代を担う子供を育てるための理念と役割を定めるものでありますが、権利を規定する条項が目立ちます。権利とは、法に基づき各個人に付与される特権であって、正しいとされることだから与えられるべきものであり、初めからあるものではありません。

この条例案の基本理念を定めようとする第3条第1項第1号では、子供が人格及び個性を尊重され、健やかに成長する権利を保障されて育つことと記載されていますが、これでは、子供が何もしなくても、あるいは正しくない道を歩んだとしても、それは個性だとか、人格だとかという理屈がまかり通ってしまうことを危惧します。何でもかんでも、しかも間違っていることでも私の権利だからというおかしい主張をする人がふえてきているように思える現状において、そもそも憲法で定めている基本的人権に関する事項について、なぜあえて条例の基本理念に記載するのか、その意義について、市長部局並びに教育委員会の見解をお聞かせください。

次に、以下、細かいですが、簡潔にお聞きします。

まず、この条例が対象としている市民とはどの範囲なのか。

次に、子供とは、おおむね20歳未満の市民との記載がありますが、おおむねとした理由と、なぜ20歳なのかということをお聞かせください。

次に、第6条第2項、学校・園の役割を基礎的かつ基本的なものに限定している理由と、より高いレベルを目指す内容を記載できないかどうかについてお聞かせください。

次に、学校・園の役割等に競争に関することについての記載がありませんが、盛り込んでいただけますでしょうか、お聞かせください。

次に、第7条に地域住民その他の関係者とありますが、その他の関係者とはだれを指すのかを定義して第2条に盛り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、見解を求めます。

続きまして、通告の3、阪口市長の3期12年についてお伺いをいたします。

阪口市長におかれましては、3期12年間、激変する社会状況の中で吹田市政を引っ張ってこられましたこと、本当にお疲れさまでございました。任期もあと4カ月余りとなり、最後の仕上げにかかられていることと拝察いたします。阪口市長の御功績をいつまでもこ

のまちに残すためにも、これからの市政を支える人々に大切なことをしっかりと引き継いでいただけますよう心から願っています。

さて、私が阪口市長と初めて吹田の将来についてお話をさせていただきましたのは、今からちょうど 10 年前の 2000 年でありました。当時は新しい千年紀の始まりの年であり、1999 年から 2000 年に変わる瞬間に世界じゅうが大騒ぎしていたことを思い出します。

当時の私は青年会議所の理事長に就任し、「まちのハーモニーを奏しよう」というスローガンを掲げ、個人や団体、企業や行政、それぞれの一つの単位が自主、自立することの重要性や、それらをつなぎ合わせていくことの大切さを訴える中、ボランティアフェスティバルを万博のお祭り広場で開催したりもしました。また、阪口市長との新春対談では、私と市長の考え方が大変似ていることをうれしく思い、わくわくしていたことをついこの間のように思い出します。

私が市民一人一人の力や企業や団体の力をもっとまちづくりに生かすべきだと思ったきっかけは、阪神・淡路大震災でありました。当時、震災地には、だれかから言われるということではなくて、自主的に全国から多くのボランティアが集まりました。私も震災の翌日から現地に入り、現場の状況を調査したりもしました。現地の役所の前には、多くの市民とかボランティアの方々が何とかせなあかんということで集まっておられましたけれども、役所としては対応がし切れずに、とにかく指示が出るまで待ってくれの一点張りであったことや、それでも次々に人が亡くなっていく現実、食料や水がなく孤立している人がいるかと思えば、一方では物余り現象が起きている現実などがありました。

そのとき私は思いました。行政がもっと市民一人一人の力や一つの企業や団体の力をもっと生かすことを考えなあかん、多くの市民や企業や団体の力が発揮されないまま眠ってしまっているというふうに思いました。

また、私は 1970 年の万博のテーマであります「人類の進歩と調和」のメッセージにもこだわってまいりました。特に、調和の考え方についてであります。調和とは、異なった意見がぶつかり合うことによって、やがて新しい方向性が見出されることでありまして、これは決して何かに偏ったり迎合したりするようなものではない。つまり、自主、自立の大前提があり、その上でのぶつかり合いや競争が大変重要であり、そのことによって発展していくのだという考え方です。世界平和へ向けたメッセージであるとも考えています。1970 年、このメッセージを世界に、そして未来に向けて発信した吹田には、その後も世界を視野に入れてまちづくりを行う責務があると思っています。

さて、あれから 40 年がたち、現在の吹田を見たとき、どうでしょうか。世界最先端のまちであった誇り。もともと持っている高いポテンシャル。本当に生かし切れているのでしょうか。役割を果たしているのでしょうか。もっとやらなければならないことがあったのではないかと思いますと同時に、まだまだ我々にはやれること、やるべきことがたくさんあると思っています。

そのためにも、再度、吹田がこれまで目指してきたまちづくりビジョン、特に阪口市政

12年間について再確認する必要があると考え、以下、市長に質問いたします。ぜひ吹田の未来に生かされるような御答弁を期待しています。

まず、市長が掲げてきた協働と協育。私は、この理念に賛同して自分なりにさまざまな運動を展開してまいりました。しかし、現実の話として、阪口市長が就任して、この理念を生かし、まちがどう変わったのか、市民に聞かれても返答できないのが実際です。この際、市長は何をなし遂げてこられたのか、市民に説明できるよう総括して教えてください。

次に、私から見た阪口市長のイメージを述べますと、市長は文化活動の推進を中心として、多方面にわたって無難に市政運営をこなされてきたと思いますし、大きな課題における将来を見据えた政治判断は特にしてこられなかったと思います。それゆえに、市民の目には大きな失敗はないように映っていると思います。

しかし実際は、循環器病研究センターの問題、市民病院の問題、ガンバスタジアム、万博跡地、東部拠点、南吹田の新駅、江坂のブランド化、経済政策、教育改革、組織改革、その他幾つものことが中途半端になっていると思えてなりません。このままいくと、吹田は財政的にもさらに厳しくなり、手の打ちようがなくなると思うのですが、そもそも市長が初当選したときに掲げたビジョンは何だったのか。まず、阪口市長が就任以来掲げてきた政治家としての吹田市におけるビジョンをお聞かせください。

次に、そのビジョン達成に向けて1期目に何に取り組んできたのか、市長の思いの強かったことについて、その実績と、また一方で失敗したことも教えてください。同じく2期目と3期目にはそれぞれどうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、3期12年かかってもなし遂げられなかったこと、これを幾つか挙げるとしたら何を挙げられるのでしょうか、具体的にお答えいただきますとともに、その原因をお聞かせください。

言うまでもなく、市長の任期は4年であります。次の市長にどのように引き継ぐのか、現職市長としての市政の引き継ぎ方針をお聞かせいただきたいと思います。12年の節目に当たって、市長が残された期間にこれだけは全うしておかなければならないと考えていることは何なのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

続いて、市長の多選についてお聞きします。

阪口市長は、市長の任期、多選についてどのような考えをお持ちでしょうか。また、多選に関する民意をどのように把握して、それをどのように反映させていこうとされておられるのか、お聞かせください。

続いて、経済状況の悪化について、どのような対策をとってきたのかをお聞きします。

まず、そもそもこのような社会状況になることを市長として予測していたのかどうか、お聞かせください。

次に、現実問題として、財政的に大変厳しい市政運営に陥っていることに対する現職市長の責任についてどのような見解を持っておられるのか、お聞かせください。

続いて、人事についてお伺いします。

まず、人事方針です。どのような方針で人事を決めてこられたのか、教えてください。

次に、総括監、理事の多数配置を初め、頭でっかちの組織になっているという指摘が多くの議員から出ていますが、なぜ改善しないのか、その理由をお聞かせください。

次に、幹部の増員人事で職員の士気は高まっていると感じておられますか、あるいは下がっていると感じておられますか、どちらかお答えをいただきたいと思います。また、そう思う理由もお聞かせください。人事に関する職員の不満をどのような手法で拾い上げているのかも教えていただきたいと思いますし、またそれに対して市長としてどのように対応しているのかも教えていただきたいと思います。

さて、続いて、学力テストの結果の公表についてお伺いします。この件につきましては何度も聞いておりますので、しつこいように思われるかもしれませんが、これは大変重要な問題でありますので、重ねてお伺いいたします。

市長は、横峯式教育方法というものをお聞きになったことはありますか。すべての子供は天才であるとの基本スタンスで子供の成長を支える教育方法でありまして、体力も学力も著しく伸びている実績を持つ教育方法であります。

この教育方法で大事にしている四つの点を挙げると、まず第1に、子供は競争したがる。それを大前提にして、第2に、子供はまねしたがる。第3に、子供はちょっと無理したがる。そして、それらの結果、第4に、子供は褒められたがる。このようなポイントを挙げています。この教育方針で、著しく人間力向上に寄与する成果を上げているのであります。

ここで重要なことは、自分がどういう立場にいたかがわかるからこそ、次の行動に出ているということでありまして、社会における自分の立ち位置を知るということは、自分が成長する礎でもあります。そういう観点からしても、市長がかたくなに学力テストの結果を公表しないという判断をし続けることは、子供の立ち位置を包み隠しているにすぎず、子供の成長を意図的に阻んでいるとしか思えません。そもそも、市長がそういう考え方で教育をとらえていること自体に不安を抱きます。民意は圧倒的多数で結果の公表を求めていると思います。

先日の決算委員会でも、市長は教育委員会の意見を尊重する点と、みずからも結果の公表には反対だと言い切っていますが、本当にそう思っているのでしょうか、そう言わざるを得ない何か理由でもおありなのか、市長の本音をお聞かせいただきたいと思います。

阪口市長は、結果を公表すると、市民に対し点数だけに特化するような姿勢を示してしまいそうなことになる、そうおっしゃっておられますが、本当にそう思っているのか。現実には、決してそんなことにはならないと思います。他の市町村でも、結果を公表しているからといって、点数に特化しているというわけではありません。学力テストの結果の公表が話題になった当時なら、市長の判断ミスで結果の公表を見送ったことも許容範囲だと考えられなくもないですが、時代は刻々と動いています。学力テストの結果公表に関しては、市長の政治姿勢が問われる問題でもあります。この際、方針を変更して、結果を公表していただくおつもりはありませんか、ぜひそうしていただきたいと願いつつ答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

こどもくらし健康総括監答弁

吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例についての御質問にお答え申し上げます。

まず、条例における権利保障についてでございますが、本条例に定めております権利は、いずれも日本国憲法に基づくものでございます。また、本条例に規定いたします福祉の増進につきましては、基本的人権の保障につながるものでありますことから、条例の中心となる基本理念の中に改めて権利の保障を規定しているものでございます。

次に、本来の市民の定義についてでございますが、一般的には、市民という言葉は住民をあらわす言葉として使用されております。しかしながら、今日の地域社会が抱える課題の解決に取り組むためには、吹田の地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが重要でありますことから、市民の定義には、通勤し、または通学する者を含めております。

次に、地域や団体の役割についてでございますが、第2条で定義しております事業所の中には、市内に事業所を置き、事業活動やNPO活動、ボランティア活動、さらには自治会活動などのさまざまな活動を行っている団体が含まれており、第5条に規定する事業者の役割が地域や団体の役割となるものでございます。

次に、移動の自由の定義についてでございますが、高齢者や障がい者を含むあらゆる市民の積極的な社会参加を保障するため、みずからの意思でさまざまな場所への移動を可能とするものでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

教育次長答弁

教育委員会にいただきました吹田市子育て・教育基本条例についての御質問にお答え申し上げます。

まず、理念条例にする意義についてでございますが、少子高齢化、核家族化、高度情報化、価値観の多様化などの進行に伴い、人間関係の希薄化や子育てにおける孤立化など、社会の変容が子供たちの育ちに大きな影響を及ぼしています。そのことは、子供が大人に育っていく上で危機的な事柄の多発としてあらわれており、児童虐待、いじめ、自殺といった事象として、また自尊感情や学習意欲の低下といった形で子供の健やかな育ちを阻害しています。国に施策の充実を求めていくことも必要ですが、市民に身近な自治体として、このような状況を放置することはできず、独自に手だてを講じていく責任があります。

こうしたことから、子供の成長、発達を保障し、内面を豊かにしていきながら、個性的かつ社会的な存在となるように育てていくため、子育て、教育についてのよりどころとなる考え方を条例として制定し、市民全体で共有することが重要であると考えているところでございます。

次に、具体の推進計画や行動計画についてでございますが、第8条におきましては、市は基本理念に基づき、他の計画との整合性を図りながら、子育て及び教育に関する計画を策定し、施策を総合的に推進するものとするとして定めており、このことを受けまして、今後、吹田市子育て・教育推進本部におきまして検討していきたいと考えております。

次に、子供の権利についてでございますが、日本国憲法第11条には、基本的人権の享有について規定されております。享有と表現されていることから、基本的人権は人が生まれながらにして持つ権利であり、子供の成長、発達を保障していくことは大切だと考えているところでございます。

条例が対象としている市民につきましては、自治基本条例で定める市民の位置づけと同様であり、市内に住み、通勤し、もしくは通学する者または市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者もしくは団体をいうものでございます。

子供を20歳未満としたことにつきましては、民法で20歳を成年としていることによるもので、おおむね20歳未満とした理由につきましては、同法は未成年においても婚姻により成年とみなす規定があることによるものでございます。

学校・園の役割等の中に、より高いレベルの内容や競争を入れてはとのことですが、学校・園におきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった総合的人間力の育成を目標としており、その中では、発展的学習、協力、競争、自己解決など、さまざまな場面がありますが、本条例は基本的なことを定めるものであり、それぞれの具体的な場면을盛り込むことは難しいと考えております。

最後に、地域住民その他の関係者についてでございますが、地域住民、地域関係団体、事業者、関係機関を総称して表現しているもので、教育基本法にも用いられていることから、特段の定義は必要ないものと考えているところでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

児童部長答弁

児童部にいただきました吹田市子育て・教育基本条例の子供の権利に関する御質問にお答え申し上げます。

子供の権利についてでございますが、日本国憲法に定められた基本的人権の尊重は、大人ばかりでなく、子供の人権の尊重も含まれていると理解しております。しかしながら、子供は成長発達する過程にある特別な存在であり、大人の権利の枠組み内にとどまるので

はなく、一人の人間として、生きる権利、成長発達する権利を特に守られなければならないと理解しているところでございます。

子供を取り巻くすべての大人に、次代を開く子供の健やかな育ちを保障していくことが不可欠だと認識していただくために、本条例の基本理念に規定しているものでございます。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

阪口善雄市長答弁

石川議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

まず初めに、市政をお預かりしてまいりました3期12年間についてでございますが、私はこれまで市民の思いをみずからの思いとし、協働、協育、そして協創の理念のもと、新しい時代の新しい地方自治の創造、地域文化・市民文化の息づく自立のまちづくり、市民参加・参画のまちづくりシステムの構築と市民自治の推進、市民ニーズに対応した行政構造の改革、そして魅力と感動の地域個性が光るまちづくりを基本姿勢に、壮大なビジョンのもと、確かな改革に取り組んでまいりました。

とりわけ市民、事業者、行政など、多様な主体によりますみんなで支えるまちづくりの実現を重点課題と位置づけ、市民公益活動の促進に関する条例や市民自治の確立に向け自治基本条例を制定するとともに、生涯学習吹田市民大学や市民協働学習センター、まちづくり創造政策研究所を創設し、地域活動の担い手の育成に努めてまいりました。

さらに、地域の課題を地域で考え地域で解決してもらう本来の意味での市民自治、地域自治を推し進めていく上での母体となります組織といたしまして、地域ごとや駅周辺、課題ごとのまちづくり協議会の結成を促進いたしております。なかなか市内全域に拡大していかないという課題を抱えておりますが、地域で必要だからつくろうという機運が盛り上がり、自主的につくっていただきたいと思っておりますので、今後とも粘り強く結成の支援に努め、互助の地域協働社会の再構築を図ってまいりたいと考えております。

このほかにも、安心安全の都市（まち）づくり宣言のもと、防災・防犯を初め、暮らし・健康、子育て・教育、コミュニティのあり方といった幅広い観点のもと、さまざまな施策を展開してまいりました。来年は統一地方選挙の年でございますが、これまで市民を初め、市議会の皆様方とともに積み上げてまいりましたこうした成果を踏まえまして、地域主権を基本とするまちづくり構想として策定し、確実に引き継いでまいりたいと存じております。

また、市長の多選についてお尋ねですが、先行き不透明な時代にありまして、今、自治体の長に求められておりますのは、何よりも市民の皆様とともに大きな目標、さわやかな夢を共有して、新しい時代の新しい地方自治の創造を目指す強いリーダーシップ、そして情熱と行動力、さらには時代を見通す洞察力ではないかと考えております。

次に、経済状況の悪化についてでございますが、一昨年のリーマン・ショック以来の世界的不況が続き、本市においても市内事業所の経営や市民の暮らしが今なお苦しい状況にありますことを憂慮しているところでございます。

本市の財政としましても、予測を超える市税収入の大幅な減少により、非常に厳しい運営を強いられる状況が依然続くものと見込まれます。一方で、超高齢社会、人口減少社会を迎え、市民に最も身近な基礎自治体として健康づくり、子育て、介護予防といった重要課題には積極的に取り組んでいかなければなりません。

私は、市民の無限の幸せを追求するという自治体の最大の責務を果たすため、行政評価や事業仕分け評価、市民のための全事務事業ゼロクリア大作戦、そして職員体制再構築計画案を主要な取り組みとする第2期財政健全化計画案前期計画を着実に実行し、柔軟で弾力性のある自主、自律の不動の岩盤となる財政基盤の確立を目指してまいります。

次に、人事についてでございますが、職員の意欲と政策形成能力の向上を図り、市政運営に最大限生かせるよう、適材適所の人事配置を行うなど、長期的な視野に立って人事政策を進めているところでございます。

総括監の配置につきましては、全庁的、横断的な幅広い観点から政策の計画、立案を行い、推進していくことを目的として設置し、効果的な行政執行に努めております。

また、平成18年（2006年）度より、人事異動や昇任に関する基本方針等を具体的に示し、すべての職員に公表することで、透明性、客観性、公平性の確保を図り、職員のモチベーションを高めるとともに、全職員を対象とした異動希望申告制度により、仕事に対する意欲やチャレンジ精神の向上を図っているところでございます。

今後とも人材育成基本方針に基づき、市民の思いをみずからの思いとする柔軟な発想と高い目標を持って政策力、構想力を発揮できる職員の育成に努めますとともに、職員体制再構築計画案に基づき的確な職員配置を進めることで、簡素で効果的な業務執行体制の確立を図ってまいります。

最後に、全国学力テストについてでございますが、本市では、平均正答率の公表は行わず、結果について詳しく分析し、その結果を公開するとともに、各学校での指導に役立てているところでございます。

私は、公教育におきましては、一人一人の個性を伸ばしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった総合的な人間力をバランスよくはぐくむことが重要であり、こうした人間力は、点数という一つの物差しだけで評価できるものではないと考えております。

今後とも教育委員会の判断を尊重し、点数のみにとらわれることなく、真に子供の幸せを追求する教育を目指してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

お許しをいただきまして、2回目の質問をさせていただきます。

質問をさせていただいたんですけれども、返ってくるところが、全く質問の意図するところの答弁がありません。いつもながらの答弁だったなというふうに思います。残念ですが、まず人事について意見を言いたいと思います。

私を感じるころでは、職員さんはかなりやる気をなくしています。それを市長が気づいているのかいないのか、これは大きな問題だと思います。裸の王様というお話を御存じでしょうか。個人的には阪口市長にはそうなってほしくない。もう少し職員さんの気持ちも知ってほしいなというふうに思います。

また、市長はトップです。民間会社で考えれば、社長が社員のやる気のなさに気づいていないなんていうのはあり得ませんし、そんな会社はすぐに倒産します。このままでは、吹田市は大変まずい状況になります。職員のミスや不祥事の連発、行政運営上の反発行動がますますふえると警告しておきます。

次に、経済政策についてでありますけれども、先を読む力、刻々と変化する社会状況へ対応する力、これはリーダーに求められた最も重要な資質であります。現実として吹田市が財政的に厳しい状況になっていることについて、私は市長としての責任は大変重いと思います。

これまで0系新幹線をもらい受けて、さらには今後、雷鳥ももらい受ける予定だというお話が決算委員会でありましたけれども、私は、現在の財政状況下では、それよりほかにやることがたくさんあるというふうに思うのです。この0系新幹線をもらい受けた、これは市長の思いつき施策の象徴とも言えるのではないのでしょうか。市民の方々からの提案を議会としっかり議論することもなく、あれもこれもやってこられた結果、3期12年で現在に至る財政悪化を招いたと思うのですが、いかがでしょうか。

議員が情報を得たときには、既に多くの市民や団体がかかわっていて、事が進んでしまっている状態を数多く目にしてきました。議会との情報共有不足に関しては、何度も議会から指摘があるにもかかわらず、結果的にうまくいきませんでした。これも結果責任を求められます。思いつき施策の乱発と言わざるを得ない現状、議会軽視について、なぜそのようになってしまったのか、再度、市長の見解を求めます。

阪口善雄市長答弁

石川議員の再度の御質問に御答弁申し上げます。

職員のやる気の問題ですが、夢・きらミーティング、また夢・きらの研究の発表を関西大学でやらせてもらっておりますけれども、そこでは、例えば市民病院ですね、これまで病院の看護師さんからの提案はなかったんですが、このたび初めて、今年度、病院の看護

師からの積極的な改善提案、赤字をなくして、そして患者様に気に入られる、評価してもらえる病院にしていこうという、そのような機運が盛り上がってきているというようなことも、これは一つ大きな変化のあらわれではないかなと。

私が市長に就任しましたころは、40歳を超えないと係長になれない。そのころには、もう本当に新鮮な気持ちをなくしているのではないかなというようなことで、その基準を35歳に引き下げ、そして30歳にまで引き下げまして、今、30歳の職員、35歳の職員、40歳になる職員、その三つの節目の職員と市長が、あるいは最近は余りにもきついものですから、副市長が意見交換、交流、そしてことしからは最後に総括的に私が出まして意見交換をしておりますけれども、そういった職員の気持ちをつかむという活動、事業をそれはもう積極的にやっております、総務部職員研修所、これは非常に高いモチベーションで、高い意識を持って職員のそのような意識を改革していこうという働きかけ、私はこれは相当なものだと、市長の思いをまさしく体現している総務部の動き、これは高く評価をしております。

結果として、トータルにどうなのかというような把握の仕方、これはもう全然立場が違いますから、恐らくまとめ方は違うでしょうけれども、私は、そういう意味では相当、地方分権、地域主権の中で、国はどうあれ、府はどうあれ、吹田市はこうするんだという大きな目標に責任感を持って行政を進めていこうと、このように日々申しておりますから、それに対して少しはこたえてくれているのではないかなと思っております。

新幹線こだま号の問題。これはラストランがおととしの12月にありまして、3台走りまして、残っております。それは新幹線こそ走っておりませんが、私どもは東西日本の結節点、京阪神のクロスロードという中で、空港と新大阪は指呼の間にあるというようなことで、新幹線、空港というのは常に意識をしておりますけれども、鉄道のまち、またいろんな市民から鉄道博物館までつくるように、そのような意見も実はあるんです。鉄道に思いを託しておられる方はたくさんおられます。鉄道OBの方々、アサヒビールのOBの方もおられますけれども、そういった方々から日常的に強い要望を、鉄道博物館まではつくれませんけれども、何とかそれに近いものをつくらせてもらいたいですねと、このようなことを常々申しております。その関係で、代表的なものを置かせていただいて、吹田は間違いなく鉄道のまちであったし、またヤードもできますから、これからまた全国の物産が吹田市に結集してきます、北海道から沖縄までね。そういったことをやはり、発信していく必要もある。その象徴として、新幹線あるいは雷鳥、特急ですね、こだま号あるいは東海道線を走った初代の雷鳥でございますが、JR吹田工場もことしからまた公開をさせていただきましたけれども、それはもう雷鳥とか新幹線は子供さんの人気の的でございます。これはすばらしいものでした。そのような思いを共感したいなど、このように思っております。

また、議会との関係、これは二元代表制、市長と選挙で出てこられる皆様方との二元代表制。常に緊張感を持って、時には対立をし、対決をし、そして私どもが説明をして提案

をする議案に対して協力していただく、そして可決していただく、こういう厳しい関係、なれ合いではなくて、厳しい関係。また、他市のように対立が続いてリコールの連発をするような形ではなくて、やはり信頼関係を持ちながら緊張関係を保っていくという、このような二元代表制のよさをやはり進めていかなければならない。

そこには、やっぱり時には誤解も生じますでしょうけれども、私は議員の皆様方の御協力を得られるようにひたすら説明をさせていただき、そして議案を通していただくという、こういったことに徹しなければならぬと思っております。その中には、やっぱり幾つかのそういうイレギュラーな部分があるかもしれませんけれども、前回の議会でもそういった思いになられていることにつきましては、私も申しわけないとおわびをさせていただきました。

これからも皆様方の信頼を得られるような市長と議会の関係を維持しながら、市民のために、吹田のために頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

お許しをいただきまして、3回目をさせていただきます。

市長の思い、いつも伺っておりますし、もう10年前からいろいろ伺っていますので、その市長の思いは理解をしております。しかし、現実として、言っていることと現実とのギャップ、乖離が非常にある、それを強く感じます。

夢・きらセミナーの話がありましたけれども、職員も頑張ってくれているという、確かに職員研修所がやっている研修内容は非常に高いレベルだというふうに評価します。しかし、多くの職員が今の市長の答弁ではより失望感を持つのではないのでしょうか。

もはやそういった市長御本人の質という問題ではなくて、やはり長期政権の問題、こういったことで、今後の吹田市政についての期待感を持ってません。むしろ将来への不安を感じます。

市長が言うところの壮大なビジョンと計画、それが絵にかいたもちになるような気がしてなりませんし、その財源や人の力、市長が今おっしゃっているほど集まっていないというふうに言わざるを得ません。

学力テストの結果の公表については、教育にかける市長の政治姿勢そのものがあらわれています。何度も提案し、指摘をしてまいりました。民意がどうであるかも伝えてまいりました。しかし、論点をすりかえながらかたくなに公表しないと言い切る姿勢は、これ以上、看過できません。ここまで何度も何度もしつこいように言い続けてまいりましたけれども、阪口市長が政治家として方針変更する決断をなされなかったことを大変残念に思います。

次に、市長の多選についてであります。立候補の自由と選挙をすることの自由は憲法に定められている権利でありますから、任期を制限することは現行制度上できないとの声があります。しかし私は、市長が市政に対する理念や情熱を持ち続けて、まともに職責を全うできる期間は、長くて3期12年が限界ではないかというふうに思います。

他市の民意調査を見ても、大多数の市民が3期が限界という考えを持っているようであります。これは、多くの市民が長期政権によって組織が腐敗していくことをそれぞれの実社会での経験上知っている証拠だと思います。

市長の多選の弊害について例を挙げますと、大きな権力を同一人物が長期間にわたって独占することで、政治の独裁化を招き、民主主義の本質に反するおそれがあること。市長の個人的なつながりが庁内外に広がり、人事が偏向し、市政が私物化される危険があること。市政がマンネリ化し、職員の士気が下がり、新たな発想がなくなり市政が停滞すること。市長と議会の間になれ合いが生じ、市政についての正常なチェックが保たれなくなるおそれがあること。以上のようなことが代表的な例として挙げられると考えます。

一方で、反論もあります。その代表的なものが、選挙で市民が判断して市長を選ぶのだから、民主主義を認める限り何期やっても差し支えないという考え方です。

しかし、現職の市長は公務を通じて選挙運動にかなり近い形で政策を訴えたり、人を使ったりできるわけですから、一般的に言うと、選挙において現職と新人では最初から発信力に差が出てくるので、選挙が公正に行われにくくなる可能性があります。実際、現職と選挙で戦うことはどう考えても勝ち目がないということで、出馬を断念する人は多いのであります。

この現実をかながみたと、私は、現職市長みずからが政治判断として多選を自粛することが市民にとって有益であると考えます。阪口市長にもぜひそういう引き際のよい政治家であってほしいですし、後を引き受ける市長に対し、これまで培ってきた経験と知恵、これを惜しみなく提供する大きな器の政治家であり続けていただきたいと願っております。

市長を支え、さまざまな提案をしてきた私としては、35万市民の将来を考えたとき、これ以上、阪口市長ばかりに市政運営をお任せし、責任を押しつけるわけにはいきません。我々の世代が阪口市政を乗り越え、さらに前に進む努力をしなければならぬと考えます。

以上の思いで、私は来るべき決戦において、新しい吹田のビジョンを提示し、民意に問う決意をいたしました。阪口市政3期12年で培われてきたよい点、これはしっかりと引き継いでまいりますけれども、長期政権の影響で腐敗しつつあるものは、この際、思い切ってカットしようと思っています。

我々は先人の努力の上に恩恵を受けてきました。いつの時代にもその恩恵を忘れず、それを若者の力でさらに先へと乗り越えてきました。

私もことしで42歳であります。もう若いというにはおこがましい年齢かもしれません。しかし、私の周りには、日本や自分たちの地域を何とか守ってよくしていきたい、そうい

う若者がたくさんいます。職員さんたちと話をしていても、吹田をもっとよくするでと、そういう気概のある若者がたくさんいます。

私は、世界が、日本が、そしてこの吹田が時代の流れの中で大きな転換期にあるそういう今、先輩方のアドバイスをしっかり受けとめ、勇気と行動力のある若者の力をしっかりと集め、生かして、新しい吹田をつくっていきたいと思っています。若者が熱く夢を語り、その若者のパワーに支えられて先輩の方々も安心して暮らせるまち、そして40年前、世界のモデル都市と言われた誇りを再び市民が取り戻せるまち、これを皆さんの力を集めてつくっていく所存です。

議会代表質問の場をおかりして、大変恐縮ではございますが、以上の私の決意を申し上げ、質問を結びます。

ありがとうございました。